別記第６号様式その９（第４条関係）

|  |
| --- |
| **景観形成チェックリスト(旧武家町地区)　1／2** |
| 対象事項 | 景観形成基準 | チェック |
| 建築物 | 配置 | 前庭を設置し、建築物の周囲に空地を設けるように努める。 |  |
| まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 |  |
| 高さ | 2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退する。 |  |
| 高さは原則13m以下とする。 |  |
| 屋根形態 | 寄棟・切妻・入母屋造の平入等の伝統的な屋根形態を基本とする。 |  |
| 適度な軒の出を有するものとし、下屋の設置を基本とする。 |  |
| 屋根の素材・色彩 | 地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する。 |  |
| 色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とし、基調色には、禁止色は使用しない。 |  |
| 外壁の素材・色彩 | 外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 |  |
| 色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には、禁止色は使用しない。 |  |
| 細部意匠 | 格子、戸袋等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 |  |
| 開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。 |  |
| 付属施設等 | 車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 |  |
| また、敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 |  |
| やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。 |  |
| 付帯設備 | 道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。 |  |
| 緑化 | 生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。 |  |
| 門・垣・塀・柵 | 生垣を設置することを基本とし、困難な場合は竹・木質系の塀を設置する。 |  |
| 門を設置する場合には、腕木門を基本とする。 |  |
| 広告物 | 周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。 |  |
| その他工作物 | 周辺景観との調和に配慮する。 |  |

※各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を，届出行為に項目が該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。

|  |
| --- |
| **景観形成チェックリスト((旧武家町地区)　2／2** |
| 対象事項 | 景観形成基準 | チェック |
| 開発行為 | 盛土・切土 | 地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。 |  |
| 緑化 | 道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 |  |
| 駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 |  |
| 植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。 |  |
| ゴミ集積所 | ごみ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。 |  |
| 照明 | 商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 |  |
| 上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。 |  |
| 土地の形質の変更 | 地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。 |  |
| 採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 |  |
| 行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。 |  |
| 木竹の伐採 | 地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。 |  |
| 屋外の堆積 | 堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 |  |
| 道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。 |  |
| 水面の埋立又は干拓 | 護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 |  |
| 法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。 |  |
| 特定照明 | 光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 |  |
| 上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。 |  |

※各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を，届出行為に項目が該当しない場合は「－」をチェック欄に記入してください。